

3 健康被害の防止と環境対策

はじめに

学習指導要領にどのように書かれているかを確認することから始めます。この単元は学習指導要領上の位置づけとしては、

(3) ア 環境と健康 (イ) 環境と健康にかかわる対策 の内容に該当します。

指導要領解説には、

(イ) 環境と健康にかかわる対策

健康への影響や被害を防止するには、汚染物質の大量発生を抑制したり、発生した汚染物質を処理したりすることなどが必要であることを理解できるようにする。また、そのために環境基本法などの法律等が制定され、環境基準の設定、排出物の規制、監視体制の整備などの総合的・計画的な対策が講じられていることを理解できるようにする。

その際、廃棄物の処理と健康とのかかわりについても触れるようにする。

なお、ア、イ、ウの内容について法律等を取り扱う際には、個々の名称よりも、こうした法律等が制定された背景や趣旨を中心に理解できるようにする。

と書かれています。

【理解できるようにすること】

○健康への影響や被害を防止するには、汚染物質の大量発生を抑制したり、発生した汚染物質を処理したりすることなどが必要であること。

○環境基本法などの法律等が制定され、環境基準の設定、排出物の規制、監視体制の整備などの総合的・計画的な対策が講じられていること。

○法律等を取り扱う際には、個々の名称よりも、こうした法律等が制定された背景や趣旨を中心に理解できるようにする。

【触れるようにすること】

●廃棄物の処理と健康とのかかわりについて

授業づくりの実際（指導と評価の一体化を意識して）

内容の取扱いの（８）には、指導に際しては、知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする。となっています。これは、「保健」の指導に当たっては、知識の習得を重視した上で、知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成していくことを示したものである。指導に当たっては、ディスカッション、ブレインストーミング、ロールプレイング（役割演技法）、実習や実験、課題学習などを取り入れること、地域や学校の実情に応じて養護教諭や栄養教諭、学校栄養職員など専門性を有する教職員等の参加・協力を推進することなど多様な指導方法の工夫を行うよう配慮することを示したものです。

《例示》

【知識・理解】→指導方法と評価方法の検討

○環境汚染を防ぐ対策について

- ・汚染物質の発生を抑えるために
- ・発生した汚染物質の処理について（産業廃棄物の処理）

○法にもとづく総合的・計画的な対策について

○環境汚染の加害者と被害者の考え方について

【思考・判断】→指導方法と評価方法の検討

○「環境にやさしいライフスタイル」とは何かを考えてみよう。

○環境汚染防止に配慮した、さまざまなものが開発されている。たとえばどのようなものがあるか、グループで出し合ってみよう。

【関心・意欲・態度】→評価方法の検討

○今日の学習のどの場面でどのように評価するか。

上記の指導方法や評価方法を念頭に、指導内容の順序や発問の仕方、知識を活用する学習活動の取り入れ方などを工夫し、1時間の授業を組み立てていきます。

本単元のキーワード

「排出基準」「環境基本法」「公害」「産業廃棄物」「不法投棄」